

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行期日を定める政令案参照条文

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年五月十一日法律第三十一号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。